

改正

令和元年 10 月 21 日 周南市消本訓令第 6 号

令和 3 年 3 月 15 日 周南市消本訓令第 2 号

第 1 節 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）、及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「省令」という。）に定める危険物の規制並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石炭法」という。）に定める石油コンビナート等特別防災区域の規制について必要な事項を定めるものとする。

第 2 節 コンビナート事業所における冷却用散水設備等の基準

(適用範囲)

第 2 条 石炭法に基づく、特定事業所に設置される製造所、一般取扱所及び屋外タンク貯蔵所で、第 4 類の危険物の貯蔵又は取扱いを行う施設及び高圧ガスの設備には、次に掲げる冷却用散水設備のいずれかを設置しなければならない。ただし、ポンプ設備、荷役設備、大型機械設備、ボイラー設備並びに試験、研究設備であって、当該設備に高圧ガス又は圧力容器等がない設備、その他災害時において延焼（耐火材又はケイ酸カルシウム板等の不燃材（政令第 9 条第 1 項第 20 号を除く。))を用いた設備又は機器の全部に設置したものを含む。）又は爆発等のおそれのない設備は、この規定を適用しない。

2 前項の規定により設置しなければならない冷却用散水設備等の種別は、次の各号による。

- (1) 水噴霧設備又はスプリンクラー設備
- (2) 水配管による散水設備
- (3) その他の設備

3 水噴霧設備、スプリンクラー設備又は屋外タンク貯蔵所の散水設備は、次により設置するものとする。

(1) 水噴霧設備

ア 各防護対象設備への基準散水量は、防護表面積に対し 5 リットル毎分・毎平方メートル以上とし、当該防護対象設備に取り付けるべき水噴霧ヘッドは有効に散水できる性能を有するものであること。

イ 水噴霧ヘッドは、防護表面部分に均等に散水できるよう設置すること。

ウ 水噴霧ヘッドに至る水配管は当該機器の形状に応じて最も有効な配管形状であること。

エ 手動操作バルブの位置は火災時に有効に操作できる位置に設置すること。

オ 水噴霧設備でヘッドのつまりが著しいと認められる場合は、ヘッドを省略して散水配管又は他の方法によることができる。

カ 水配管の最小内径は、災害想定に基づき容易に破損しない性能を有するものであること。

(2) スプリンクラー設備

防護対象設備が建物の中に存する場合、又は屋外であっても操作バルブを手動で操作することが困難、又は危険を伴う場合にはスプリンクラー設備を設置するものとし、スプリンクラーヘッドの位置は当該有効な部分に設置すること。

(3) 屋外タンク貯蔵所の散水設備

屋外タンク貯蔵所はタンク冷却用の散水設備を設置するものとし、その水量は2リットル毎分・毎平方メートル以上とし、タンク側板の最上部にリング状に配管されるものとする。この場合、水の噴出口の位置、口径等は、タンクの形状規模等により、有効に冷却できる位置に設置すること。

4 その他の防護設備として、加熱炉等の高温設備には必要に応じ、水カーテン設備、スチームカーテン設備を設置することとし、加熱炉と他の部分との区画や施設がそれぞれ連続する場合には、有効に区画できる位置及び構造とすること。

5 その他、前各号の設備において包含が困難な場合にあっては、その一部を無人放水銃に代えることができる。

第3節 危険物製造所等仮使用承認時における保安対策基準

(仮使用承認申請書類)

第3条 法第11条第3項ただし書に規定する仮使用承認を申請しようとする者は、次により当該仮使用に係る総合計画書及び必要な工事関係図面（以下「安全対策書等」という。）を添えて申請しなければならない。

前段の申請は、工事を伴わない変更の許可の場合にあっては同じ。

2 2以上の変更の許可の申請に係る仮使用承認申請は次によること。

(1) 2以上の変更の許可の申請を同時に申請する場合は仮使用の承認申請1件とする。

(2) 変更の許可の申請の時期が異なる場合は、それぞれの変更許可申請に仮使用承認の申請を行うこと。この場合において2回目以降の仮使用の承認の申請にあっては、同一の製造所等の変更の許可のすべての工事（仮に工事期間が重なることがないと予定される場合を含む。）を含めた安全対策書等を添付すること。

(3) 同一の製造所等の完成検査において2以上変更の許可を有し、当該別の変更の許可が完成していない場合にあっては、完成検査申請と同時に仮使用承認申請をすること。

3 仮使用に係る安全対策書等には、次について明記すること。

(1) 工事の概要説明

(2) 工事の保安監督体制、工事施工上の指揮系統及び分担ごとの緊急連絡体制

(3) 仮使用の承認を受けようとする範囲

(4) 作業内容、工程及び火災予防安全対策

ア 危険物、可燃性蒸気等の排除に関すること。

- イ 工事部分とその他の部分の遮断に関すること。
- ウ 可燃性蒸気等の漏出防止に関すること。
- エ ガス検知に関すること。
- オ 地下埋設物の確認に関すること。
- カ 工事用工具類の制限に関すること。
- キ 消防用設備等その他保安機器類の準備に関すること。
- ク 火気使用（コンクリートのはつり等、間接火気を含む。）の有無、及び火気使用時における安全対策に関すること。
- ケ 上記のほか、工事種別、及び工事内容に応じ必要となる安全対策に関すること。

- (5) 工事資機材の搬出入、使用方法等
- (6) 工事用電気設備の内容
- (7) 毎日の工事終了後に行う安全確認方法

4 添付図面は次によること。

- (1) 工事範囲を明確に示す図面
- (2) 前項に規定する総合計画書のうち必要な事項を図示した図面

5 仮使用期間中は、見やすい箇所に別記様式第1号による仮使用承認掲示板を掲示すること。

第4節 危険物配管支持物の保安基準

(危険物配管の支持物)

第4条 省令第13条の5第2号に規定する危険物配管、又は、危険物配管と他の配管が混在する配管の支持物（「支持物」とは、配管を支持するための柱及び梁をいう。（以下同じ。））の耐火性能は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する1時間耐火以上のもの又はこれと同等以上の耐火性能を有すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 支持物の高さが1.5メートル（地盤面から配管下側までの高さ）以下の不燃材料で造られたもの
- (2) 支持物が製造所等の存在する事業所の敷地内に設置された不燃材料で作られたもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 支持する配管のすべてが高引火点危険物（引火点が100℃以上のものをいう。）を100℃以下の温度で取り扱うもの
 - イ 支持する配管のすべてが引火点40℃以上の危険物を取り扱うもの（引火点以上の温度で取り扱うものを除く。）であって、周囲（水平距離5メートル（この条において同じ。））に火気等を取り扱う設備又は機器がないもの
 - ウ 周囲に危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う設備（危険物配管その他これに準ずるものを除く。）又は、火気等を取り扱う設備の存しないもの
- (3) 短期荷重及び長期荷重に係る強度メンバー以外の支持物
- (4) 有効な散水設備を設けたもの

2 既に設置されている支持物で火災予防又は防災活動に支障をきたすおそれのあるもの

は、支持する配管の増設又は大規模な改修を行う際に当該支持物を前項の基準に適合させること。

第5節 屋外タンク貯蔵所に係る内部点検保安基準

(適用範囲、点検周期及び技術基準)

第5条 屋外タンク貯蔵所に係る内部点検保安基準の適用範囲及び点検周期は次による。

(1) 適用範囲は貯蔵最大数量が300キロリットル以上のものとする。

(2) 第1号の点検周期は省令第62条の5の規定に準じた周期とする。ただし、容量1千キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所については、省令第62条の5の規定による。

なお、省令第62条の5の「内部を点検した日」とは点検を完了した日とする。

2 省令第62条の5ただし書により、前項の周期を延長するときは、別記様式第2号の屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長届を提出すること。

3 内部点検を実施しようとする者は、別記様式第3号による屋外タンク貯蔵所内部点検実施届をタンク開放開始の5日前までに提出しなければならない。

4 内部点検を実施した者は、実施結果について点検完了後、タンク使用開始までの間に、別記様式第4号による危険物屋外タンク貯蔵所内部点検結果報告書を2通提出しなければならない。ただし、特定屋外タンク貯蔵所でタンク板の補修等、タンク本体の変更を伴うものについては3通とする。

なお、点検の結果、変更の許可の申請が必要な場合は、当該変更許可の申請と当該報告書を同時に提出すること。

5 その他、点検の方法等については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の消防庁長官の技術的助言に基づく関係通知によること。

(雨水浸入防止措置)

第6条 屋外貯蔵タンクは、タンク底板と基礎との間に雨水等の浸入を防止するための措置を講じること。

第6節 仮貯蔵又は仮取扱いに係る保安基準

(標識及び掲示板)

第7条 仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）をする場所の見やすい箇所に、別記様式第5号による標識及び掲示板（以下「標識等」という。）及び仮貯蔵等する危険物に応じ、省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

第7節 石油コンビナート等の事業所に係る諸情報の連絡

(特異事象に係る連絡体制)

第8条 石油コンビナート等において次の各号のいずれかに該当するときはその事項を別記様式第6号の特定通路使用及び特異事象連絡票を提出すること。ただし、急を要する場合又はその他の理由により連絡票の提出が困難な場合については、電子メール又はフ

ァックスに替えることができる。

- (1) 石災法に基づく特定通路が工事等によって消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 可燃性ガス、危険物のパージ等で大規模な作業をするとき。
- (3) フレアースタックに通常より多量のガス排出を行うとき。
- (4) 大規模な定期修理補修を行うとき。
- (5) その他、通常の作業であっても、安全弁の作動等、外部現象として異常な事象と紛らわしい現象が生ずることが予測されるとき。
- (6) 前各号以外で自主的に連絡が必要と判断される事象の発生が予想されるとき。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年3月15日から施行する。